

件名：災害発生時における建設会社の事業継続力の評価について

- 1 目的 災害発生時の災害対応業務の実効性と地域防災力の更なる向上を図ることを目的とします。
- 2 内容 渋川市では、平成24年3月に「渋川市事業継続計画（地震編）」を策定し、あわせて関係団体との防災協力協定を締結していますが、市民の生命、身体及び財産の保護をするためには、特に交通施設をはじめとしたライフラインの早期復旧が重要な課題であり、対応にあたっては建設会社の協力が不可欠であります。
このことから、国土交通省関東地方整備局では災害発生時の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を図ることを目的に「建設会社における災害時の事業継続力認定」の取得を推進しています。
本市におきましても、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、この認定の取得を推進することとし、認定を受けた建設会社に対して、入札参加資格の主観数値を加点するものです。
- 3 事業の概要
 - 対象となる者及び点数
入札参加資格登録申請時に、国土交通省関東地方整備局が交付した「建設会社における災害時の事業継続力認定証」の写しを提出した建設会社に対し、主観数値の評点を10点加点します。
 - 実施時期
平成29年4月1日
- 4 その他 群馬県内の自治体で、この認定を入札参加資格登録の主観数値の加点項目とするのは初となります。

（参考）

※1「渋川市事業継続計画（地震編）」とは

大規模な被害をもたらす恐れのある地震が市域で発生した場合を想定し、災害対策業務（災害時に行う地域防災計画に定められた業務）と市民にとって必要な最低限の行政サービスを維持するために必要な通常業務を選定し、災害発生時の業務立ち上げ時間の短縮や実施する業務レベルの向上を目的として、平成24年3月に策定した。

※2「建設会社における災害時の事業継続力認定」とは

災害時における緊急輸送道路の早期確保や河川堤防、港湾施設などの早期復旧に取り組むためには、建設会社の協力が不可欠であることから、国土交通省関東地方整備局が、建設会社の備えている災害発生時の基礎的事業継続力を評価し、適合した建設会社に対して認定証を発行し、公表する制度である。

これにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とする。

※3 入札参加資格の主観数値とは

公共工事を直接請け負おうとする建設業者の格付は、客観数値と主観数値を合計し、それぞれの自治体が定めた格付基準に照らし合わせて行う。

客観数値は、建設業法第27条の23第1項に基づく経営事項審査により算出されるもので、経営に関する客観的事項（経営状況、経営規模、技術的能力など）を項目ごとに評価し、数値化したものを合計する。

主観数値は、各自治体（発注者）が地域の実情を踏まえ、当該地域における実績、地域貢献などの項目を独自に定め、この項目ごとに評価し、数値化したものを合計する。

※4 県内の認定取得状況（平成29年1月1日現在）

認定取得業者総数 24者

前橋市	6者
渋川市	5者
太田市	4者
館林市	2者
沼田市	2者
桐生市	1者
伊勢崎市	1者
大泉町	1者
東吾妻町	1者
嬭恋村	1者

※5 関東甲信地区（関東地方整備局管内）の取得状況（平成29年1月1日現在）

栃木県	234者	（県の格付基準に主観点の加点項目あり）
東京都	126者	（県の格付基準に主観点の加点項目なし）
茨城県	63者	（県の格付基準に主観点の加点項目なし）
埼玉県	28者	（県の格付基準に主観点の加点項目あり）
山梨県	26者	（県の格付基準に主観点の加点項目なし）
長野県	24者	（県の格付基準に主観点の加点項目なし）
群馬県	24者	（県の格付基準に主観点の加点項目なし）
神奈川県	23者	（県の格付基準に主観点の加点項目なし）